

退職後の健康保険のご案内

会社をご退職されますと、健康保険は「健康保険の任意継続」、「国民健康保険」、「ご家族の健康保険（被扶養者）」の3つの方法から選択して加入する必要があります。加入条件や毎月納める保険料などに違いがあるため、ご加入する前には、各制度を比較のうえ、どの健康保険に加入するか選択し、お手続きください。

	健康保険の任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険 (被扶養者)
加入条件	資格喪失の前日(退職日)までに被保険者期間が2ヵ月以上(1)あること。	他の健康保険に加入していないこと。	ご家族が加入している健康保険の扶養条件を満たしていること。
加入期間	被保険者の資格を取得した日から2年間です。	他の健康保険に加入していない期間。	被扶養者として認定されている期間。
保険料	退職時の標準報酬月額(上限28万円)にお住まいの都道府県別の保険料率を乗じた額となります。(40歳以上65歳未満の方は介護保険料が含まれます。)詳しくは協会けんぽ都道府県支部にお問い合わせください。 保険料は全額自己負担となります。 保険料は原則2年間変わりません。(保険料率に変更される場合などを除きます)	前年の所得や被保険者数によって決定されます。 非自発的失業者は保険料が軽減されます。(2) お住まいの市区町村により保険料額が異なりますので、詳しくは市区町村の国民健康保険担当課にお訊ねください。	被扶養者の保険料負担はありません。
申請手続き	資格喪失日(退職日の翌日)から20日以内にお住まいを所管する協会けんぽ都道府県支部にご提出ください。	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課でお手続きください。	ご家族が加入されている保険者に事業主を経由してお手続きください。

- 1 退職したときの会社で2ヵ月以上被保険者期間がなかった場合でも、健康保険の被保険者期間(全国健康保険協会管掌健康保険および組合管掌健康保険に加入していた期間で、任意継続被保険者期間を除く。)が1日も間を空けることなく2ヵ月以上あれば、任意継続に加入することができます。
- 2 非自発的失業者は、雇用保険の特定受給資格者(倒産、解雇等の事業主都合により離職した方)および、特定理由離職者(雇用期間満了などにより離職した方)が対象となります。

【任意継続被保険者の資格取得のお手続き】

「健康保険任意継続被保険者資格取得申出書」をご記入のうえ、お住まいを所管する協会けんぽ都道府県支部に、**資格喪失日(退職日の翌日)から20日以内(20日目が土日、祝日の場合は翌営業日)にご提出ください。**郵送による受付も行っております。郵送で申請される場合は、20日以内に必着するようお願いいたします。

<申請書の添付書類>

資格取得と同時にご家族の方を扶養に加入する手続きを行う場合は、次の生計維持関係を証明できる書類の添付が必要です。扶養されるご家族がいらっしゃらない場合は、添付書類はありません。

学生および未就学児を除き、収入要件を満たすことを確認できる書類(所得証明書または非課税証明書、源泉徴収票・離職票・雇用保険受給資格者証の写し、年金の振込通知書の写しなど)が必要です。

被保険者と同居していることが条件の扶養ご家族の場合は、同居の事実が確認できる書類(住民票など)が必要です。

被扶養者の範囲、詳しい添付書類は、協会けんぽ都道府県支部にお問い合わせください。

【被保険者証が送付されるまで】

1. 被保険者証の送付

任意継続被保険者証の作成は、退職時に加入されていた健康保険の資格喪失を確認した後になります。勤務されていた事業所から年金事務所に「被保険者資格喪失届」が提出され、年金事務所で手続き処理を行うことにより確認できることとなります。**資格喪失の確認後に被保険者証をお送りしますので、被保険者証の到着が遅れる場合がありますので、ご了承ください。**

2. 被保険者証が送付されるまでに医療機関を受診する場合

任意継続被保険者の資格は、退職時に加入されていた健康保険の資格喪失日から取得となりますので、ご安心ください。被保険者証が送付されるまでの間に医療機関で診療を受けて、医療費を全額ご負担された場合には、被保険者証がお手元に届きましたら、「療養費支給申請書」をご提出ください。本来、保険給付が受けられる分をお支払いします。

健康保険の任意継続

被保険者期間

任意継続被保険者の資格を取得した日から2年間です。

途中で「国民健康保険」または「ご家族の健康保険（被扶養者）」に加入するという理由でやめることはできません。

資格喪失

被保険者が就職して他の健康保険等の被保険者の資格を取得したとき
保険料を納付期限までに納付されなかったとき

被保険者が後期高齢者医療制度の被保険者の資格を取得したとき
被保険者が亡くなられたとき

保険料額

退職時の標準報酬月額（上限 28 万円）にお住まいの都道府県別の保険料率を乗じた額です。40 歳以上 65 歳未満の方は介護保険料率が含まれます。

保険料は全額自己負担となります。

保険料は加入した月から必要です。在職中は、通常前月分が控除されます。

保険給付

在職中に受けられる保険給付と同様の給付を原則受けることができます。ただし、傷病手当金および出産手当金は、在職中からの継続給付の要件を満たす場合に限り支給されます。

傷病手当金および出産手当金の資格喪失後の継続給付は、要件を満たしている場合、「健康保険の任意継続」、「国民健康保険」、「ご家族の健康保険（被扶養者）」のいずれに加入した場合でも、引き続き受給することができます。ただし、「ご家族の健康保険（被扶養者）」に加入するときは、傷病手当金または出産手当金を受給している場合、扶養の認定を受けられないことがありますので、ご注意ください。

保険料納付方法 （毎月納付）

【納付書による納付】

月初めに送付される納付書で毎月 10 日（10 日が土日・祝日の場合は翌営業日）までに銀行、郵便局またはコンビニエンスストアなどから納付してください。

初回保険料の納付期限は、協会けんぽ都道府県支部が指定した日（納付書に記載された日）となります。

【口座振替による納付】

口座振替の申込書をご提出いただきますと、口座振替により保険料を納付することができます。（前納保険料は口座振替できません）

口座振替の開始までには2ヵ月程度かかります。それまでは納付書により納付いただくこととなります。

毎月 1 日（1 日が土日・祝日の場合は翌営業日）に口座振替されます。

保険料納付方法 （前納納付）

保険料を次の期間について事前に一括して納付することができます。

- 資格取得した月の翌月分から9月分または次の3月分までの期間
- 4月分から9月分、10月分から翌年3月分までの6ヵ月分
- 4月分から翌年3月分までの12ヵ月分

保険料を前納した場合、保険料が割引（納付期間に応じて、おおむね最大2%）になります。

前納保険料は、前納開始月の前月末までに納付してください。

年度途中で任意継続被保険者となった場合は、前納保険料を資格取得した月の月末までに納付していただく必要があります。資格取得申出書をご提出された時期などによっては、前納の申出に添えないことがあります。

事業所の担当者様へのお願い

貴事業所を退職される方がいらっしゃる場合は、「退職後の健康保険のご案内」をコピーいただき、お渡しいただくようお願いいたします。また、「被保険者資格喪失届」を早急に管轄年金事務所にご提出願います。

申請・お問い合わせ

協会けんぽ群馬支部 〒371-8516 前橋市本町 2-2-12 前橋本町スクエアビル 4F TEL027-219-2102

～ 協会けんぽホームページ（<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>）もご利用ください～